

まちづくり条例に基づく

わがまちルールのご案内

渋谷区 まちづくり推進部

地区住民等や区の認定を受けた「まちづくり協議会」などが、「ご近所」や「町丁目」といった身近な生活区域を対象とした自主的なルールを作成し、地区内での合意の後、「わがまちルール」として区へ申請し、登録する制度です。

「わがまちルール」は、地域において「運用会議」を設置し、自主的に運用することを基本としています。住民主体のまちづくりの「きっかけ」になることを期待しています。

この「わがまちルール」の活用之际、想定できるものとしては、将来の「地区計画」の策定につながる内容のものから、これまで行政が策定していた「都市計画」では実現することが困難であった生活上のルールといった事柄まで多岐にわたっています。

このルールは地区内の自主的なルールであり、区に届出書を提出する必要はありません。

新たに引っ越しや建築行為等をされる皆様には、理想的なまちを目指している住民の思いを尊重し、良好な生活環境を維持するために「わがまちルール」の実現にご協力ください。

生活上のルールとは？

〈代表例〉

1. 落書き・無断貼付シール・貼り紙の禁止
2. 歩きたばこを禁止し、ゴミ出しルールの遵守
3. 深夜営業の制限 など

〈内容及び適用する区域〉

区内には5つのわがまちルール（代官山、穂田、原宿、渋谷中央街、豊恵）が策定されています。それぞれの内容及び適用する区域は別紙を参照してください。

【お問い合わせ先】

- ・わがまちルール全般、渋谷中央街以外のわがまちルールについて（運用会議の連絡先等）

渋谷区 まちづくり推進部 まちづくり課 まちづくり係

TEL：03-3463-2947（ダイヤルイン）FAX：03-5458-4918

- ・渋谷中央街まちづくりルールについて（運用会議の連絡先等）


渋谷区 まちづくり推進部 渋谷駅周辺まちづくり課 渋谷駅周辺まちづくり係

TEL：03-3463-2628（ダイヤルイン）FAX：03-5458-4918

<わがまちルール区域図>



<わがまちルール>

	①代官山ルール 猿楽町10番、11番及び18番から28番
	②榎田まちづくりルール 神宮前六丁目1番から14番 ただし、12番の一部を除く
	③原宿二丁目憲章 神宮前三丁目1番から6番、9番から17番 神宮前四丁目1番から11番、13番から19番 21番から24番 ただし、神宮前三丁目1番、6番の一部を除く
	④渋谷中央街まちづくりルール 道玄坂一丁目2番から14番 ただし、2、3、4番における車道部分、2、8、9、10番 における国道246号線の車道より南側の部分を除く
	⑤豊恵まちづくり憲章 恵比寿二丁目27番2号から7号、10号、13号 28番2号、15号、16号 32番18号、21号から23号、25号、26号 33番5号から8号 ただし、32番21号と33番8号の一部を除く